

福島市議会災害対応指針

最近改正 平成29年3月1日議長決裁

1 基本方針

福島市議会は、二元代表制の下、公平性、公正性及び透明性を高め、市民に開かれた議会運営を実現し、議員間の自由闊達な議論及び討議を行うことにより、広く市民の意思及び市政の課題を的確に把握するとともに、政策形成能力の向上を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、市民の信頼及び負託に応えることを「福島市議会基本条例」にも定めている。

また、同条例においては、災害対応についても「市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする。」と規定しており、大規模災害時には、議会本来の機能とは別に、特に、初期を中心に被災市民の救援と被害復旧のために、市当局と連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。

このため、本市議会は、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の体験を踏まえ、緊急時における総合的かつ機能的な活動を図るための体制整備として、大規模災害時の議会としての対応の基本方針を以下のとおり定める。

- (1) 福島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が迅速、かつ円滑に
応急対策が実施できるよう、連携を図りながら、必要な協力、支援を行うこと。
- (2) 国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組み
をバックアップすること。
- (3) 広域的な応援体制が必要と判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連
携を図ること。
- (4) 市民への情報提供を積極的かつ適切に行うこと。

もとより、災害時の非常対応と議会の本来的役割との関係は、固定的なものではなく、災害の規模、様態に応じ、また時間の経過とともに重層的に変化・シフトするものである。また、大規模災害時には、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されるところであり、これらの状況に応じて、的確な対応を図るものとする。

(議会の対応方針)

- ① 議会は、災害の状況に応じ、災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力を
するとともに、国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・

復興の取組みをバックアップする。

- ② 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の統括にあたる。
- ③ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ福島市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、その状況に応じて、災害対策本部へ要請等を行う。
- ④ 議員は、地区自主防災組織と連携し、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等にあたり、地域における共助の取組みが円滑に行われるよう努める。
- ⑤ 特に、災害初期においては、市当局が災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの要望は、緊急の場合を除き、災害対策会議を経由して提出する。

2 議会の災害発生時の対応

【初動期】（災害発生時から概ね24時間が経過するまで）

（1）会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議開催中に災害が発生した場合は、必要に応じ、会議を休憩又は散会とするとともに、議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
- ② 委員会開催中は、委員長も同様とする。
- ③ 議長又は委員長は、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。

（2）議員の対応

- ① 議員は、市内で大規模災害が発生したときは、3に示す判断基準に従い、自ら議会事務局へ安否を連絡する。
- ② 議員は、地域における被災者の安全の確保や、避難所の誘導等に最大限の協力をする。

（3）議会の対応

- ① 議会事務局は、議長及び副議長に、被害及び市の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議会事務局は、安否の連絡のない議員の安否確認に努める。
- ③ 議長及び副議長は、①の報告を踏まえ、又は自らの判断により必要と認められた場合に登庁し、必要な議員の参集を求めるとともに、災害対策会議を設置するなどの対応を行う。

【初動期経過後】（議会が通常機能を回復するまで）

（1）議員の対応

- ① 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議長（災害対策会議）に情報を提供するとともに、地域の一員とし

て避難所支援などの共助の取組みが円滑に行われるよう協力する。

③ 議員は、市民に対し、知り得た正確な災害情報を積極的に提供する。

(2) 議会の対応

① 議長は、被災情報を収集・整理し、災害対策本部へ提供する。

② 議会事務局は、災害対策本部からの情報を速やかに正副議長へ報告する。

③ 議長は、会派又は議員に対し、収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。

④ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、災害対策本部長等との連絡調整にあたる。

⑤ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、災害対策会議を設置し、要請事案があると認めるときは、災害対策本部へ要請を行う。

⑥ 議長は、被災の実情を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分に連携を図る。

⑦ 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行うとともに、早急に通常の議会機能が回復できるよう努めるものとする。

⑧ 議長は、通常の議会機能が回復できたと判断した場合には、災害対策会議において、議会活動による対応を開始することについて協議し、災害対策会議を解散する。

3 大規模災害の判断基準

(1) 全議員が議会事務局に安否を連絡しなければならない場合

① 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。

② 火山活動が活発化し、大規模な噴火が発生又はその恐れがあり、避難指示等が発令されたとき。

③ 放射性物質が拡散し避難が予想されるとき。

(2) 被災地区の議員が議会事務局に安否を連絡しなければならない場合

① 大雨、洪水、暴風等により災害が発生又はその恐れがあり、避難指示等が発令されたとき。

② 大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、避難指示等が発令されたとき。

4 この指針は、平成29年3月1日から施行する。

経過	平成26年3月27日議長決裁	平成26年4月1日施行
	平成29年3月1日議長決裁	平成29年3月1日施行